

公 告

(川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結)
(測量設計部門)

次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 27 日

国土交通省 九州地方整備局
川内川河川事務所長 坂元 浩二

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは河川管理施設等に損傷が発生した場合等に、水位の監視や被災した場合の迅速な被災状況の把握、測量及び設計等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定締結をすることにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

- 1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等)も協定の対象とする。
- 2) 出張所毎の管理区間及び選定予定者数は、下表のとおりとする。

出張所名	管 理 区 間					選定予定者数
	河川名	左右岸	距 離 標			
川内出張所	川内川	左 岸	-0k100	～	28k900	30 者程度
		右 岸	-1k500	～	27k200	
	八間川	左右岸	0k000	～	0k600	
	隈之城川	左右岸	0k000	～	2k000	
	樋渡川	左右岸	0k000	～	1k300	
宮之城出張所	川内川	左 岸	28k900	～	50k300	
		右 岸	27k200	～	50k300	
菱刈出張所	川内川	左右岸	63k800	～	99k600+40	
	羽月川	左右岸	0k000	～	7k500	
	綿打川	左右岸	0k000	～	0k800	
京町出張所	川内川	左右岸	99k600+40	～	116k600	10 者程度
	長江川	左右岸	0k000	～	1k600	

(3) 実施内容

- 1) 災害の発生若しくは災害の発生が予測された場合の緊急的な応急対策工事等の実施に必要な現地調査、測量及び設計、資料作成等。
- 2) 洪水時におけるはん濫危険箇所での河川水位の監視及び記録・報告。
- 3) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの期間

(5) 基本協定締結者の選定

基本協定締結者の選定は、申請された同種業務の発注機関、技術者数（技術士及び技術士補（総合技術監理部門・選択科目建設または建設部門）並びに R C C M、測量士及び測量士補並びに河川維持管理技術者及び河川点検士）、九州地方整備局における平成 24 年度以降の平均成績及び表彰（測量・土木関係建設コンサルタント業務）、災害協定の実績等を総合的に評価し決定するものとする。

(6) その他

基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に測量設計を実施する場合には、当該協定締結者の中から、前項（5）の評価等に基づき契約締結者の優先順位を決定したうえで、速やかに業務請負契約など適切に契約締結するものとし、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 29・30 年度の測量かつ土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っており、且つ平成 29 年 4 月 1 日時点で認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 建設コンサルタント登録規程に基づき、河川、砂防及び海岸・海洋部門に登録があること。
- (5) 測量士の資格を持つ技術者並びに技術士若しくは R C C M 並びに河川維持管理技術者もしくは河川点検士の資格を持つ技術者を有すること。
- (6) 九州地方整備局の管轄区域の内、鹿児島県（離島を除く）又は宮崎県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。
- (7) 出勤の要請あった場合に、本店または支店等営業所から概ね 2 時間以内で川内川河川事務所直轄管理区間に到着することができること。
- (8) 平成 18 年度以降、募集要項発表日までに完了した同種業務（再委託による業務の実績は含まない）の実績を有すること。なお、同種業務の実績は、国・県・市町村が発注した契約金

額100万円以上の業務を対象とする。

・同種業務：河川に関する設計または測量業務（ただし、機械設備・電気設備を除く。）

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 参加方法等

(1) 参加希望者は、次のア)～カ)に掲げるところにより、申請書及び技術資料等を提出するものとする。

ア) 参加要項：申請書（様式－1）及び技術資料（様式－2）の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

イ) 提出資料：申請書（様式－1）及び技術資料等（様式－2並びに添付資料）

ウ) 提出期間：平成29年1月27日（金）～平成29年2月24日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

エ) 提出場所：〒895-0075鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課 宛

電話番号：0996-22-3430

オ) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

カ) その他：申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

①申請書には、会社の代表者印を押印すること。

4. その他

技術資料の協定締結者の評価及び決定方法などの詳細については「技術資料等説明書」による。